

Ⅲ 各表の記載の仕方

別表一の二

「各連結事業年度の連結所得に係る申告書」

1 この表の用途

この表は、連結親法人が連結確定申告（法第81条の22第1項（連結確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。以下同じです。）若しくは仮決算による連結中間申告（法第81条の20第1項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等））に規定する申告書の提出をいいます。以下同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告（修正申告書の提出をいいます。以下同じです。）をする場合及び地方法第6条第3号に掲げる法人が確定申告（地方法第19条第1項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。以下同じです。）若しくは仮決算による中間申告（地方法第17条第1項（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等））の規定による申告書の提出をいいます。以下同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

(1) 連結確定申告又は仮決算による連結中間申告及び地方法人税についての確定申告又は仮決算による中間申告の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結親法人名」及び「代表者記名押印」		必ずフリガナを付けてください。また、正本には代表者名を記載し押印してください。
「法人番号」	国税庁から通知を受けた13桁の連結親法人の法人番号を記載します。	法人番号は国税庁法人番号公表サイト (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp) から検索することができます。
「法人区分」		19ページの「(参考)税率区分」の親法人区分欄を参照してください。
「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」	当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である又は資本若しくは出資を有しない連結親法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人」を○で囲んで表示します。 (1) 相互会社 (2) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 ② 相互会社（外国相互会社を含みます。）	非中小法人の判定については、109ページを参照してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>③ 法第4条の7(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(以下「受託法人」といいます。)</p> <p>(3) 当該連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p> <p>(4) 受託法人</p>	
「同非区分」	別表二の「判定結果18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に連結親法人の納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人(連結親法人であった法人)の最後連結事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名(被合併法人名)を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありませんが、「売上金額」については、個別帰属額等の一覧表の「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」における「売上金額」の金額を移記してください。	税務署における事務の効率化につながることから、売上金額の記載をお願いしています。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">翌年以降送付要否</div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;"> <input type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否 </div>	<p>税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、申告書用紙(別表一の二、別表一の二次葉、別表セット、勘定科目内訳明細書、適用額明細書及び法人事業概況説明書(又は会社事業概況書)をいいます。)の送付が不要な場合は、「否」を○で囲んで表示します。</p> <p>「送付不要」としている連結親法人が、翌期以降、申告書用紙の送付が必要となった場合は、「要」を○で囲んで表示します。</p> <p>なお、税理士関与のある連結法人の場合は、令和2年4月決算分の連結確定申告以降、申告書用紙の送付に代えて、連結確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ」を送付することとしておりますので、この欄への記載は不要です。</p>	<p>「送付不要」としている連結親法人が、翌期以降、「要」に○をしても、申告書用紙のうち別表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。</p> <p>別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。</p> <p>また、申告書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">適用額明細書提出の有無</div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;"> <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 </div>	<p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項(適用額明細書の提出義務)に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」を○で囲んで表示します。</p> <p>また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる租税特別措置法の規定その他一定の</p>	適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項				
	<p>規定の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」を○で囲んで表示します。</p>	<p>そのため、適用額明細書の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに適用額明細書の提出又は誤りのない適用額明細書の再提出をお願いします。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">税理士法第30条 の書面提出有</td> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">有</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">税理士法第33条 の2の書面提出有</td> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">有</td> </tr> </table>	税理士法第30条 の書面提出有	有	税理士法第33条 の2の書面提出有	有	<p>税理士法第30条（税務代理の権限の明示）又は第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄を○で囲んで表示します。</p>	
税理士法第30条 の書面提出有	有	税理士法第33条 の2の書面提出有	有			
<p>「連結事業年度分の法人税申告書」</p>	<p>空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連結中間」と記載します。</p> <p>なお、期限後申告書である場合には、「期限後連結確定」と記載します。</p>	<p>この申告が連結中間申告である場合には、更に、</p> <p style="font-size: small;">〔連結中間申告の 令和 年 月 日〕 〔場合の計算期間 令和 年 月 日〕</p> <p>にその計算期間を記載します。</p>				
<p>「課税事業年度分の地方法人税申告書」</p>	<p>空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。</p> <p>なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載します。</p>					
<p>法人税額の計算</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します（(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、これらの金額の合計額を記載します。）。</p> <p>(1) 別表六(三+)「31」に金額の記載がある場合、その金額を記載します。</p> <p>(2) 法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し等）の規定により法第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用がある場合、これらの規定により当期の法人税額に加算される金額を記載します。</p> <p>① 措置法第68条の11第5項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）</p> <p>② 措置法第68条の13第4項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）</p> <p>③ 措置法第68条の15の4第5項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）</p> <p>④ 措置法第68条の15の5第5項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）</p>	<p>この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。</p>				

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算		<p>⑤ 平成30年改正前の措置法第68条の10第5項(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑥ 平成28年改正前の措置法(以下「平成28年旧措置法」といいます。)第68条の14第5項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑦ 平成28年旧措置法第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p>	
	「法人税額計10」	措置法第68条の67第1項(連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する用途秘匿金の支出がある場合には、その用途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。	この場合、「控除税額13」及び「差引連結所得に対する法人税額14」には、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。
	「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額12」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する連結親法人事業年度(法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいいます。)開始の日から5年以内に開始した連結事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
	「差引連結所得に対する法人税額14」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
	「連結中間申告分の法人税額15」	この申告が連結確定申告である場合に連結中間申告により納付すべき法人税額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「差引確定法人税額(14)-(15)16」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「連結中間納付額26」に記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人	「所得税の額17」	別表六の二(一)「6の③」に内書きした金額がある場合には、その金額を別表六の二(一)「6の③」の金額から控除した金額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額25」	この申告が仮決算による連結中間申告である場合に、法第81条の29(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額17」の金額、「控除しきれなかった金額21」の金額又は別表七の二付表三「1」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	
税 額 の 計 算	「所得税額等の還付金額25」から「計28」までの各欄	この申告が連結確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、法人税の連結中間納付額の還付金額又は連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額27」	この申告が連結確定申告である場合には、連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金額15」をこの欄の外書に移記します。	次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次の法人に該当する連結親法人の各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。ただし、同条第4項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額又は同条第5項に規定する災害損失欠損金額があるときは、同条の規定の適用を受けることができます。 (1) 平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(2)の連結事業年度を除きます。) 措置法第68条の97各号(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算		<p>(2) 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。） 新型コロナ特法第7条第1号から第3号まで（大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付）に掲げる法人</p> <p>なお、普通法人である連結親法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円（特例連結事業年度にあつては、10億円）以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。）（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度にあつては、10億円超）である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）（特例連結事業年度にあつては、新型コロナ特法第7条第2号又は第3号）に掲げる法人に該当するものを除きます。）など、措置法第68条の97各号に掲げる連結親法人（特例連結事業年度にあつては、新型コロナ特法第7条第1号から第3号までに掲げる法人以外の連結親法人）の各連結事業年度において生じた連結欠損金額については法第81条の31の規定の適用を受けることができます。</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算	「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額) 50」	「50」は、次のいずれかに該当する法人が記載します。 (1) 普通法人である連結親法人で法第81条の12第2項((各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率))の規定の適用を受けるもの (2) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100((特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例))の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人のうち、措置法第68条の8((中小企業者等である連結法人の法人税率の特例))の規定の適用を受けるもの なお、分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 また、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の連結所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	中小法人等の判定については、109ページを参照してください。
	「(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額51」	特定の協同組合等である連結親法人(措置法第68条の108((特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例))の規定の適用を受ける協同組合等である連結親法人)が記載します。	
	「(50)の15%、16%又は19%相当額53」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 普通法人である連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受ける場合 「(50)の15%、 16% 又は 19% 相当額」 (2) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受ける場合 「(50)の 15% 、 16% 又は 19% 相当額」 (3) 普通法人である連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受けない場合 「(50)の 15% 、 16% 又は 19% 相当額」	普通法人である連結親法人のうち適用除外事業者 ^(注) に該当する法人には、軽減税率の特例措置(左記(1)及び(2))は適用されませんので御注意ください。 (注) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の平均が15億円を超える法人などをいいます(116ページを参照してください)。
	「(52)の20%又は23.2%相当額55」	「55」は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人 「(52)の20% 又は23.2% 相当額」 (2) (1)以外の連結親法人 「(52)の 20% 又は23.2% 相当額」	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方	「 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除 地方法人税額41」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する課税事業年度開始の日から5年以内に開始した課税事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される地方法人税額のうち前期以前の地方法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
	「 差引地方法人税額 42」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
法 人	「 中間申告分の地方法人税額 43」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「 差引確定地方法人税額 (42) - (43) 44 【中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入】	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「この申告による還付金額45」に記載します。	
税 額 の 計 算	「 この申告による還付金額 45」	<p>この申告が確定申告であり、かつ、地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合に、その金額を記載します。</p> <p>また、この欄の外書には、「27」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第23条第1項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）に規定する確定地方法人税額があるときに、還付所得連結事業年度の次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>なお、この金額が法第81条の31第1項に規定する還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度の別表一の二の「40」+「41」+「42」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 「27」の外書の金額に4.4%を乗じた金額</p> <p>(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 「27」の外書の金額に10.3%を乗じた金額</p>	<p>この計算に当たって、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額を控除します。</p> <p>(1) 左記の「課税事業年度」に係る連結事業年度の別表一の二の「5」、「7」又は「10の外書」に金額の記載がある場合……これらの金額にそれぞれ4.4%又は10.3%を乗じた金額の合計額</p> <p>(2) 左記の「課税事業年度」に係る地方法人税のうち既に地方法第23条第1項の規定により還付された金額がある場合……その還付をされた金額</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「連結所得の金額に対する法人税額56」及び「課税連結留保金額に対する法人税額57」	「連結所得の金額に対する法人税額33」及び「課税連結留保金額に対する法人税額34」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	「(56)の4.4%又は10.3%相当額58」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 「(56)の4.4%又は 10.3% 相当額」 (2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 「(56)の 4.4% 又は10.3%相当額」	
	「(57)の4.4%又は10.3%相当額59」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 「(57)の4.4%又は 10.3% 相当額」 (2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 「(57)の 4.4% 又は10.3%相当額」	
	「還付を受けようとする金融機関等」	「計28」及び「この申告による還付金額45」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「連結事業年度分の法人税申告書」		空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。	法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「連結事業年度分の法人税申告書」を二重線で消去します。
「課税事業年度分の地方法人税申告書」		空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。	
法人 税 額 の 計 算	「連結中間申告分の法人税額15」	この申告前の連結確定申告等において法人税の連結中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の連結中間申告分の法人税額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額25」又は「連結中間納付額26」		既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額27」	法第81条の31の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円}$ =18,000円 この欄に記載する金額 300,000円+18,000円 =318,000円
	「法人税額63」	この申告前の申告書の「16」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額から連結中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算	「還付金額64」	この申告前の申告書の「25」及び「26」の金額に、既に還付された連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに連結中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。	連結欠損金の繰戻しによる還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
	「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16) - (63) 若しくは (16) + (64) 又は (64) - (28) 65」	「16」、「28」、「63」及び「64」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となる時は記載しないでください。 (1) 「16」と「63」とがある場合には、「16」の金額から「63」の金額を控除した金額 (2) 「16」と「64」の本書とがある場合には、「16」の金額と「64」の本書の金額との合計額 (3) 「28」の本書と「64」の本書とがある場合には、「64」の本書の金額から「28」の本書の金額を控除した金額	
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額27」、「計28」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額30」、「還付金額64」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額65」の外書	各欄の外書は、この申告が連結欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「27」及び「28」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「64」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「30」及び「65」には、「64」の外書の金額から「28」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「中間申告分の地方法人税額43」	この申告前の確定申告等において地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の地方法人税額を記載します。	
	「この申告による還付金額45」		既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。
	「この申告による還付金額45」の外書	法第81条の31の規定により還付請求をした法人税の額に係る地方法第23条第1項に規定する確定地方法人税額について、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を記載します。この場合、既に同項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 50,000円 同上の還付加算金 3,000円 修正申告による還付金額 30,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算			$3,000円 \times \frac{30,000円}{50,000円}$ $=1,800円$ この欄に記載する金額 $30,000円 + 1,800円$ $=31,800円$
	「確定地方法人税額71」	この申告前の申告書の「44」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額から中間申告分の地方法人税額を控除した金額を記載します。	
	「中間還付額72」	この申告前の申告書の「45」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。	
	「欠損金の繰戻しによる還付金額73」	地方法第23条第1項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。 なお、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。	地方法第23条第1項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
	「この申告により納付すべき地方法人税額(44) - (71) 若しくは(44) + (72) + (73) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書)) 74」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となる時は記載しないでください。 (1) 「44」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合 ① 「71」に記載がある場合 ((44) - (71) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書))) ② 「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 ((44) - (71) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書))) (2) 「45」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 ((44) - (71) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書)))	「73」に金額の記載がない場合は、「73」 - 「45の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。

(参考) 税率区分

連結親法人区分	税率	適用額明細書の提出あり	
		軽減税率の特例	適用除外事業者
(1) 普通法人(2を除きます。)	23.2%	—	—
(2) 普通法人(法81の12②の適用を受けるものに限ります。)	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	800万円以下:19% 800万円超:23.2%
(3) 協同組合等…農業協同組合、漁業協同組合など法別表第三(協同組合等の表)に掲げる法人	20%	800万円以下:16% 800万円超:20%	—
(4) 特定の医療法人…措置法68の100①の規定の適用を受ける医療法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:16% 800万円超:20%	20%
(5) 特定の協同組合等…措置法68の108①の規定の適用を受ける協同組合等	—	800万円以下:16% 800万円超:20% 10億円超:22%	—

- (注) 1 適用額明細書の提出がない場合には、軽減税率の特例の適用等はありませんので御注意ください。
 2 (2)(4)の連結親法人については、適用除外事業者の判定が必要となります。
 3 普通法人とは、協同組合等以外の法人をいいます(例:株式会社、医療法人など)。